

東京大学本郷構内における放置車両の廃棄措置要領

令和3年9月30日

施設部長裁定

1. 目的

この要領は、東京大学本郷構内における放置車両等の処分に関する細則（以下「細則」という。）第5条の規定に基づき、放置車両等（自転車等を除く。）の廃棄措置に関し、必要な事項を定める。

2. 廃棄のための措置

本部において廃棄処分が適当と判断された車両については、以下の措置を行ったうえで、廃棄処分を行うものとする。

- (1) 細則第4条第1項に該当する車両については、当該車両に通告書（別記様式第1（以下「通告書」という。））を貼付するものとする。
- (2) 所有者が移動督促の期限までに応じない車両及び所有者が特定できても連絡が不能の車両については、車両の損傷が著しく、運転が不能と認められ、かつ、自動車検査証の期限が満了していることが確認された場合は、前号と同様の手続を行うものとする。
- (3) 所有者から当該車両の廃棄処分の同意を得られた車両については、所有者から同意承諾書を提出させるものとする。

3. 自動二輪車の廃棄処分の実施方法

東京大学本郷構内における放置車両等の処分に関する細則第4条（廃棄措置）に基づく廃棄措置のうち、自動二輪車（排気量50cc以上）については、2.のほか、以下の措置を行ったうえで廃棄処分を実施する。

- (1) 該当車両における盗難届の提出の有無について、警察署への照会を行った上で、盗難届の提出が確認されなかった場合には廃棄を実施することができる。
- (2) 該当車両における廃棄届等の提出の有無を、管轄する省庁または自治体等に対し照会を行った上で、廃棄届等の提出が確認されなかった場合には廃棄を実施することができる。

最終処分通告書

この車両は、長期間ここに放置されています。

構内の環境保持及び交通に支障をきたしているため、速やかに所持者の責任において学外に移動(撤去)して下さい。

なお、**年 月 日**まで放置されている場合には、東京大学本郷構内交通規則の定めにより処分します。

年 月 日

東京大学 総長